

災害時の特別行政相談活動に関する連携協定の締結

— 被災者支援の更なる充実を目指して —

山形行政監視行政相談センターは、地震、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設しています。

今回、被災者の多様な相談ニーズに円滑に対応するため、特別行政相談所への行政書士の派遣について、山形県行政書士会と連携協定を締結しました。

- 【締結日】 令和8年3月17日（火）
【場 所】 山形地方合同庁舎4階共用会議室（山形市緑町1-5-48）
【出席者】 岩崎 雅幸 山形県行政書士会会長
木村 昌弘 山形県行政書士会副会長
長谷川 健二 特定行政書士
小野 浩司 山形行政監視行政相談センター所長

【連携事項】

- 被災者の困りごとに対応するため、当センターが開設する特別行政相談所に、山形県行政書士会が行政書士を派遣
 - 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政手続に関する相談に対応
 - 山形県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力
- ※ 特別行政相談所では、全ての相談に無料に対応



(問合せ先)
総務省山形行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 内山、早坂
TEL 023-632-3113

【協定に基づく連携事項について】

- ✎ 被災者の困りごとに対応するため、当センターが開設する特別行政相談所に、山形県行政書士会が行政書士を派遣
 - ✎ 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政手続に関する相談に対応
 - 例. 罹災証明書など各種証明書の交付申請に関すること
 - 被災自動車の登録抹消など各種登録・抹消手続に関すること
 - 各種支援金・給付金に関すること 等
 - ✎ 山形県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力
- ※ 特別行政相談所では、全ての相談に無料で対応



参考

◆ 行政相談 とは

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。

◆ 災害時の特別行政相談活動 とは

総務省行政相談センター「きくみみ」では、地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、以下の特別行政相談活動を行います。

- ① 被災者支援のための「特別行政相談所」の開設
- ② 被災者支援情報をまとめたガイドブックの作成・提供
- ③ 被災者からの相談を受け付ける専門フリーダイヤルの設置



【近年の主な活動についてはこちら】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/tokubetu.html



◆ 山形県行政書士会 とは

山形県行政書士会は、行政書士法に基づいて設立された山形県の行政書士を会員とする団体です。国民と行政との懸け橋としての職責を果たすべく、時代が求める社会の実現に向けて皆様の実生活の利便に資するよう全力で取り組んでいます。